

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月21日から同年3月8日まで

申立期間は、A社C営業所から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る異動辞令及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年2月21日にA社C営業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（健康保険組合分）により、同社は、申立人に係る組合健康保険の被保険者資格取得日を昭和49年3月8日と届出したことが確認できるとともに、組合健康保険及び厚生年金保険の届出書の様式は複写式であったと回答していることから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を同日と届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成13年10月から14年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、16年1月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から16年2月6日まで
② 平成15年7月31日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額が、保管している給与明細書の給与支給額及び保険料控除額に見合っていないと思うので調べてほしい。

また、申立期間②については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成13年10月から14年7月までの期間及び同年9月から16年1月までの期間については、申立人が保管するA社に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13年10月から14年7月まで及び同年9月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、16年1月は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年8月については、申立人は給与明細書を保管していないものの、当該期間の前後の期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたものと推認できることから、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が保管する給与明細書により、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、21万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は19万円、17年1月から同年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月から18年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は18万円、19年1月は32万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月30日は8万5,000円、18年7月31日は8万2,000円、同年12月29日は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月1日から19年4月16日まで
② 平成16年12月30日
③ 平成18年7月31日
④ 平成18年12月29日

A社で勤務していた期間について、申立期間①は、年金記録の標準報酬月額が、保管している給与明細書の給与支給額及び保険料控除額に見合っていないと思うので調べてほしい。

また、申立期間②、③及び④については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動及び標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が保管するA社に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月及び同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は19万円、17年1月から同年5月までは20万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月から18年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月は18万円、19年1月は32万円、同年2月は24万円、同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び④については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月30日は8万5,000円、18年7月31日は8万2,000円、同年12月29日は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和52年4月15日にB事務所に入所した後、54年4月1日に同じ事業主が経営するA社に異動し、55年7月まで継続して勤務した。

しかし、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事務所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、昭和54年4月1日にB事務所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月23日にA社において同資格を取得している者は6人確認できるところ、回答を得られた6人全員が、「申立期間当時、B事務所からA社に異動したが、仕事内容に変化は無く継続して勤務していた。給与は毎月支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

さらに、上記同僚の一人から提出された昭和54年1月分から同年12月分までの給与明細書及び同年の源泉徴収票により、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書によると、当該同僚は申立期間において、異動元のB事務所における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても同事務所における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所ではなかったものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月1日から同年6月23日まで
② 昭和54年9月1日から同年10月1日まで

昭和54年3月1日にB事務所に入所した後、同年4月1日に同じ事業主が経営するA社に異動し、同年9月末日まで継続して勤務した。

しかし、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事務所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人と同様に、昭和54年4月1日にB事務所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月23日にA社において同資格を取得している者は6人確認できるところ、回答を得られた6人全員が、「申立期間当時、B事務所からA社に異動したが、仕事内容に変化は無く継続して勤務していた。給与は毎月支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

さらに、上記同僚の一人から提出された昭和54年1月分から同年12月分

までの給与明細書及び同年の源泉徴収票により、当該同僚は、申立期間①に係る厚生年金保険料を社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書によると、当該同僚は申立期間①において、異動元のB事務所における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても同事務所における昭和54年3月の社会保険事務所(当時)の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、同保険の適用事業所ではなかったものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当時、法人事業所であり、同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、平成3年9月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、商業・法人登記簿謄本により確認できる現在の事業主は、「当時の資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社に係る被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できた同僚5人に照会し、全員から回答を得られたものの、いずれの者も申立人の退職時期については分からないとしており、申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は昭和54年8月31日となっており、この記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(当該離職日の翌日)と一致している上、その後の転職先事業所から提出された申立人に係る社員カードの入社前職歴欄には、A社の退職年月日は同年8月(日付の記載なし)と記載されている。

加えて、前述の同僚5人のうち、自身の退職時期を記憶している3人は、

「私の退職時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致している。」と供述しており、雇用保険の被保険者記録及び被保険者原票によると、いずれの者も、離職日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和54年3月1日にB事務所に入所した後、同年4月1日に同じ事業主が経営するA社に異動し、55年4月末まで継続して勤務した。

しかし、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事務所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、昭和54年4月1日にB事務所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月23日にA社において同資格を取得している者は6人確認できるところ、回答を得られた6人全員が、「申立期間当時、B事務所からA社に異動したが、仕事内容に変化は無く継続して勤務していた。給与は毎月支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

さらに、上記同僚の一人から提出された昭和54年1月分から同年12月分までの給与明細書及び同年の源泉徴収票により、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書によると、当該同僚は申立期間において、異動元のB事務所における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても同事務所における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、同保険の適用事業所ではなかったものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録によると、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

平成 18 年 6 月 8 日に A 社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等から確認できる保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員は、保険料を納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

平成 18 年 6 月 8 日に A 社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等から確認できる保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員は、保険料を納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。